

資料3

農薬の登録に係る意見の聴取に関する資料
（グルホシネート）

グルホシネート¹

(glufosinate-ammonium)

1. 審議事項

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき新規申請を受けた標記有効成分を含む農薬の登録に関する意見の聴取

2. 経緯

① 申請及び諮問

令和 6 年（2024年） 7 月30日 登録の申請

令和 7 年（2025年） 5 月12日 農業資材審議会への諮問

令和 7 年（2025年） 5 月15日 農業資材審議会農薬分科会（第46回）への諮問の報告

② 農薬原体部会

令和 8 年（2026年） 6 月25日 農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会（第29回）

③ 農薬使用者安全評価部会

令和 8 年（2026年） 3 月26日 農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会
（第24回）

④ 農薬蜜蜂影響評価部会

令和 7 年（2025年） 6 月13日 農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会
（第17回）

¹ 登録名の「グルホシネート」はアンモニウムとの塩である一方で、ISO 名の「グルホシネート」は酸体を指している。本資料においては、登録名を指す場合には単に「グルホシネート」とし、酸体を指す場合には「グルホシネート酸」とする。ただし、ISO 名の「グルホシネート」として記載されている各評価機関の資料を元に記載した箇所については、酸体を指す旨の脚注を付して「グルホシネート」と記載することとする。

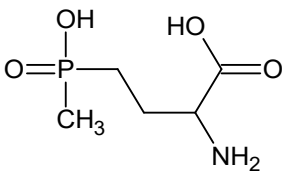
3. 審議農薬の基本情報

① 化学名 (IUPAC)	グルホシネート ammonium [(3 <i>RS</i>)-3-amino-3-carboxypropyl]methylphosphinate
② CAS 登録番号	77182-82-2
③ 分子式	C ₅ H ₁₅ N ₂ O ₄ P
④ 構造式	
⑤ 分子量	198.16
⑥ 初回登録年	新規申請
⑦ 用途	除草剤
⑧ 作用機作	植物中のグルタミン合成酵素阻害によりアンモニアが蓄積し、植物の生理機能を阻害して殺草活性を示すと考えられている。(HRAC分類：10)
⑨ 適用作物	樹木類等
⑩ 使用方法	雑草茎葉散布
⑪ 登録申請農薬	別紙 1 参照

4. 農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会における評価結果の概要

(1) 農薬原体部会（別紙2（1）参照）

① 農薬の製造に用いられる農薬原体の規格

有効成分			
一般名又は略称	化学名	構造式	含有濃度
グルホシネート酸	DL=ホモアラニン-4-イル(メチル)ホスフィン酸		880 g/kg 以上

② 農薬原体中のグルホシネート酸の分析法

グルホシネートの農薬原体を水に溶解し、陰イオン交換カラムを用いて高速液体クロマトグラフ (HPLC) によりリン酸二水素カリウム水溶液で分離し、紫外吸収 (UV) 検出器（検出波長：195 nm）によりグルホシネート酸を検出及び定量する。定量には絶対検量線法を用いる。

③ 農薬原体の組成分析

グルホシネートの農薬原体の組成分析に用いられた分析法は、グルホシネート酸及び 1 g/kg 以上含有されている不純物について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であった。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析において、定量された分析対象の含有濃度の合計は998～1003 g/kgであった。

④ 不純物の毒性

農薬の製造に用いられるグルホシネートの農薬原体中に含有されている不純物には、考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかった。

⑤ 農薬原体の同等性

農薬の製造に用いられるグルホシネートの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体は、その組成及び毒性を比較した結果、同等であった。

(2) 農薬使用者安全評価部会（別紙２（２）参照）

別紙２（２）に基づきグルホシネート農薬原体を用いた急性吸入毒性及び皮膚感作性並びに製剤を用いた急性経口毒性、急性経皮毒性、皮膚刺激性、眼刺激性及び皮膚感作性に関する試験成績を審議した。

下記のとおり適用場所が公園、堤とう等である場合の注意事項を付すこととすれば、農薬使用者の健康に著しい影響を与えるおそれはないと判断した。

ア 農薬使用者に係る注意事項

- 1) 散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。
作業後は手足、顔などを石けんでよく洗い、うがいをする。
- 2) 公園、堤とう等で使用する場合は、散布中及び散布後（少なくとも散布当日）に小児や散布に関係のない者が散布区域に立ち入らないよう縄囲いや立て札を立てるなど配慮し、人畜等に被害を及ぼさないよう注意を払うこと。
- 3) 使用残りの薬剤は必ず安全な場所に保管すること。

(3) 農薬蜜蜂影響評価部会（別紙 2（3）参照）

① ミツバチ影響試験の結果

各試験で得られたグルホシネートのミツバチに対する毒性値は以下のとおり。

生育段階	毒性試験の種類	毒性指標値	
成虫	単回接触毒性	48 h LD ₅₀	>97.4 µg ai/bee

② 毒性の強さから付される注意事項

ミツバチ影響試験の LD₅₀ は 11 µg/bee 以上であったため、注意事項は要しない。

5. 農薬取締法第4条第1項各号に対する判断

4. (1) ①の規格に適合するグルホシネート原体を用いて製造される別紙1に掲げる農薬について、以下のとおり判断することができる。

一 提出された書類の記載事項に虚偽の事実があるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

二 特定試験成績が基準適合試験によるものでないとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

三 当該農薬の薬効がないと認められるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

四 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

五 当該農薬を使用するときは、使用に際し、農薬取締法第3条第2項第4号の被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

4. (2) 及び(3)のとおり、農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会における評価の結果、本号に該当しない。

六 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。）の残留の程度からみて、当該農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

グルホシネートは樹木類等にものみ使用され、食品及び家畜の飼料の用に供する農作物に使用されないことから、本号に該当しない。

七 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬

を使用する場合に、その使用に係る農地等の土壌への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。）の残留の程度からみて、当該農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、畑地ほ場土壌残留試験におけるグルホシネートの50%消失期（DT₅₀）は、火山灰埴壤土（岩手）で5日、洪積砂壤土（福島）で6日、火山灰埴壤土（茨城）で11日、沖積埴壤土（埼玉）で10日、総グルホシネート^{注1)}のDT₅₀は、火山灰埴壤土（岩手）で37日、洪積砂壤土（福島）で8日であったことから、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月2日農林省告示第346号）第2号に照らし、本号に該当しない。

^{注1)}：土壌中の評価対象化合物であるグルホシネート及び代謝物MPPAの含量値（グルホシネート等量換算）

八 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、その生活環境動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会における評価の結果（別紙2（4））、以下のとおり水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準が設定されたが、グルホシネート²の水域環境中予測濃度が当該基準を下回っていることから、本号に該当しない。

① 水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準

環境大臣は、農薬取締法に基づき、グルホシネート²の水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準を以下のとおり設定し、令和8年（2026年）6月17日に告示している。

農薬登録基準（水域の生活環境動植物） 190 µg/L（0.19 mg/L）

九 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害

² 水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準及び水質汚濁に係る農薬登録基準はグルホシネート酸に対して設定されているため、グルホシネート酸として水域環境中予測濃度及び水質汚濁予測濃度を算出する。

を生ずるおそれがあるとき。

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会における評価の結果(別紙2(5))、以下のとおり水質汚濁に係る農薬登録基準が設定されたが、グルホシネート²の水質汚濁予測濃度が当該基準を下回っていることから、本号に該当しない。

① 水質汚濁に係る農薬登録基準

環境大臣は、農薬取締法に基づき、グルホシネート²の水質汚濁に係る農薬登録基準を以下のとおり設定し、令和7年10月23日に告示している。

農薬登録基準(水質汚濁)	0.024 mg/L
--------------	------------

十 当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずるおそれがあるものであるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

十一 農薬取締法第4条第1項第1号から第10号までに掲げるもののほか、農作物等、人畜又は生活環境動植物に害を及ぼすおそれがある場合として農林水産省令・環境省令で定める場合に該当するとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

別紙 1

グルホシネートを有効成分として含む登録申請農薬一覧

登録番号	農薬の名称
－	ゴーオンPRO

別紙 2

参照資料一覧

- (1) グルホシネートの農薬原体の組成に係る評価報告書（農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会 令和8年6月25日）
- (2) グルホシネート農薬使用者安全評価書（農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会 令和8年3月26日）
- (3) グルホシネート農薬蜜蜂影響評価書（農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会 令和7年6月13日）
- (4) 生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣の定める基準の設定に関する資料 グルホシネート及びグルホシネートPナトリウム塩（中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会 令和7年12月19日）
- (5) 水質汚濁に係る農薬登録基準の設定に関する資料 グルホシネート及びグルホシネートPナトリウム塩（中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会 令和8年3月18日）